

このプリントは、^{ほ ぞん}保存して^{し ぜんさいがい じ とう}自然災害時等に^{かくにん}確認してください

令和元（2019）年7月16日

^{ほ ご し や}保護者の^{みな}皆さま

茨木市立郡山小学校
校長 新海 理丘

自然災害時等の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報が発令された場合について、次のように定めています。

【地震発生時の措置】

- ◎ ^{しん ど}震度5弱以上^{じやう}の地震が発生した場合
- ・ ^し始業前^{しぎようまえ}に発生^{はつせい} → ^{りん じ きゆう こう}臨時休校
 - ・ ^{じゆぎようちゆう}授業中に発生^{はつせい} → ^{じゆぎようちゆうし}授業中止
- （^{じようきよう}状況により^{がっこうたいき}学校待機、^{ほ ご し や}保護者へ^{ひ わた}引き渡し）
- ◎ ^{しん ど}震度5弱未満の地震が発生した場合
- ^{がっこうし}学校施設の被害状況、^{ひ がいじようきよう}通学路の安全状況により、^{りん じ きゆう こう}臨時休校の措置を^{そ ち}とるかどうかが判断するので、^{りん じ きゆう こう}臨時休校の連絡がない限り^{かぎ}登校する。

※臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校より連絡します。

【気象警報・避難勧告・避難指示発令時の措置】

茨木市内（^{きたおおさか}北大阪）『^{ぼうふうけいほう}暴風警報』『^{とくべつけいほう}特別警報』、^{こおりやましようがっこうく}郡山小学校区『^{ひなんかんこく}避難勧告』『^{ひなんしじ}避難指示』の4つの発令のうち、1つでも発令された場合、次の措置をとります。

- ① ^{ご ぜん じ}午前7時の時点で、^{はつれい}4つの発令のうち、^{はつれい}1つでも発令されている場合
^{じ たくたいき}自宅待機
- ② ^{ご ぜん じ}午前9時までに、^{はつれい}4つの発令すべてが解除された場合
^{かいじよ}解除された時点で、^{ぞうすいか}増水箇所等安全に^{ちゆうい}注意しながら^{とうこう}登校
※給食はあります
- ③ ^{ご ぜん じ}午前9時の時点で、^{はつれい}4つの発令のうち、^ひ1つでも引き続き^{はつれい}発令されている場合
^{りん じ きゆう こう}臨時休校（^{とうこう}登校させずに、^{かいてい}ご家庭で安全に^{あんぜん}すごすようにしてください）

※登校後に4つの発令のうち、1つでも発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。

※おおさか防災ネット 茨木市ページ <http://www.osaka-bousai.net/ibaraki/index.html>